

糸島市 まちづくり 基本条例

平成25年4月1日施行

糸島市公式ホームページ(<http://www.city.itoshima.lg.jp/soshiki/7/jyoureisekou.html>)で、条文、逐条解説、糸島市まちづくり基本条例ハンドブックを見ることができます。



自分の問題を自分自身で解決する

隣近所や自治会、ボランティア団体
などの協力で解決する

自助、共助では解決が難しい問題
を行政が解決する

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化などにより、地域の課題を市役所だけで解決することが難しくなっています。そこで、市民の力を生かした「協働のまちづくり」が必要になってきました。

このまちづくりに関するルールを明確にして、市民、議会、市が現状や課題、目標について同じ思いを持つことで、みんなが役割分担をしながら、手を取り合い、まちづくりを行うことで、地域の力を高め、自立した糸島市をつくることができます。

糸島市まちづくり基本条例 3つの特徴

- 1 情報共有
- 2 住民による自治
- 3 協働

1

第3章 情報共有

情報共有のための情報提供や情報公開、個人情報保護、地域の実情や市民の意思の把握の重要性を定めています。

第5章 住民による自治

地域活動の担い手である自治組織の役割を規定し、あわせてボランティア団体などを含む住民自治に対する市の役割を定めています。

2

3

第6章 協働

協働でまちづくりを進めるという原則を定めています。具体的な協働の取組みとして、安全・安心と危機管理、子育てと教育、自然環境と文化に関して規定しています。

糸島市まちづくり基本条例より

前文

糸島市は、地域の将来の成長と発展を見据え、平成22年1月1日、同じ生活圏、経済圏、文化圏としてつながりが強かった前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が合併して誕生しました。

古代、伊都国が存在し、大陸からの新たな文化の玄関口であったこの地は、国宝の指定を受けたわが国最大の内行花文鏡が出土するなど、今も当時をしのばせる多くの文化財が存在しています。また、紺ぺきの玄界灘、深緑の脊振山系、豊かな実りをもたらす糸島平野と緩やかな河川の流れが織り成す田園風景など、美しい自然と景観に恵まれています。加えて、人と人とのつながりが強く、人情味にあふれています。これらの歴史、自然、人と人との絆は、糸島市の象徴であり、たいせつな宝です。

「市民が誇りに思い、充実して暮らせる魅力と活力に満ちた糸島市を創る」という大きな目標に向かい、市民、議会、市がともに考え、ともに行動することがまちづくりのかなめとなります。

私たち市民には、一人ひとりがまちづくりの主体として、後世のためにも糸島市の持つ豊かな資源を積極的に守り、育て、生かし、郷土愛を育てていくことが求められています。

子どもからお年寄りまでのすべての市民が一体となって、自らの英知と不断の努力により、糸島市の魅力や価値を高め、基本的人権を尊重し、平和で健やかな暮らしを守っていかねばなりません。私たち市民の知識、経験、技術、思考、行動をまちづくりに存分に生かすことができるよう、この条例を制定します。

抜粋

（市民の権利）

第10条 すべての市民は、まちづくりの主体として参画する権利を有する。

- 2 市民は、市が保有する情報について、知る権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに関して意見を述べる権利を有する。
- 4 市民は、まちづくりに関する不当な扱い又は不正な事項の解決を求める権利を有する。

（市民の責務）

第11条 市民は、まちづくりに関心を持ち、情報の把握に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、相互に連携しながら、積極的に参画するよう努めなければならない。

（校区の役割）

第18条 小学校通学区域ごとの自治組織（以下「校区」という。）は、住民の相互交流等の推進に努めなければならない。

- 2 校区は、校区の区域内の自治組織（以下「行政区」という。）の間の調整及び他の校区との連携に努めなければならない。
- 3 校区は、区域内の小学校、中学校、高等学校、大学等（以下「学校等」という。）と連携してまちづくりを行うよう努めなければならない。
- 4 校区は、区域内の地域資源をたいせつにしたうえで、まちづくりに積極的に活用し、後世に受け継がれるよう努めなければならない。

（行政区の役割）

第19条 行政区は、住民の連携により、自然環境及び生活環境の保全等の推進に努めなければならない。

（隣組の役割）

第20条 行政区の区域内の自治組織（以下「隣組」という。）は、向こう三軒両隣の助け合いの精神にのっとり、隣近所における相互扶助に努めなければならない。

（自治組織の連携）

第21条 校区、行政区及び隣組は、住民の安全・安心で健やかな暮らし及び各組織への加入推進のため、連携するよう努めなければならない。

